

青森県報

第三千八百六十三号

平成二十六年
七月二日
(水曜日)

目 次

大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(上北地域局)	四
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(中南地域局)	五
右 同	(三八地域局)	五
土地改良区の役員の就任	(西北地域局)	五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	ホームセンターツルヤ大間店 下北郡大間町大字大間字上野四三の二	変更後	ホームックニコット大間店 下北郡大間町大字大間字上野四三の二	変更年月日	平成二五年・九・一
-----	------------------------------------	-----	-----------------------------------	-------	-----------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更後	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更年月日	平成二五年・九・一
-----	--	-----	--	-------	-----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更後	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更年月日	平成二五年・九・一
-----	--	-----	--	-------	-----------

四 届出年月日

平成二十六年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び大間町役場

2 期間

平成二十六年七月二日から同年十一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十一月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	ホームセンターツルヤ大畑店 むつ市大畑町中島八〇の二	変更後	ホームックニコット大畑店 むつ市大畑町中島八〇の二	変更年月日	平成二五・九・一
-----	-------------------------------	-----	------------------------------	-------	----------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更後	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更年月日	平成二五・九・一
-----	--	-----	--	-------	----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更後	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更年月日	平成二五・九・一
-----	--	-----	--	-------	----------

四 届出年月日

平成二十六年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十六年七月二日から同年十一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十一月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良事業の工事の完了
 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号） 第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年七月二日

中南地域県民局長 高原 至 智

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
杭止堰	ため池等整備事業	平成六・三・二七
広船	畑地帯総合整備事業（農業用排水施設）（農道）	二六・三・二五
田山堰	ため池等整備事業（用排水施設整備）	二六・三・三
駒木沢	一般農道整備事業	二六・三・二五
大秋	経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水）	二五・三・二四

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号） 第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年七月二日

三八地域県民局長 中嶋 和行

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
三戸	農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）	平成六・三・二七
船場川原（田）	被災農地緊急除塩事業	二六・三・二五

船場川原（畑）	夏秋・下大川端（田）	夏秋・下大川端（畑）	古館・赤川下（田）	古館・赤川下（畑）	橋向（畑）	八太郎（畑）
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号） 第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年七月二日

西北地域県民局長 藤岡 正昭

役員名	氏名	住 所	就任の年月日
理事	平岡 多七	深浦町大字追良瀬字塩見崎三二の二九	平成六・三・二四

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭